10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

言語優先条項：和文と英文のどちらが正文か

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　この条項は何をしているのか

1　契約書が2つの言語で存在するとき

海外の相手と契約を結ぶと、契約書が複数の言語で作られることがあります。この条項は、通常、契約書に記載する言語を指定することを中心的な内容とする条項です。国内の法人等と海外の法人等との間の契約書などにおいては、契約書が複数の言語で作成される場合や翻訳版が存在する場合も多く、このような場合には、通常この条項が設けられています（注1）。

国内の当事者同士でも置かれることがあります。日本国内で締結される日本の当事者同士の契約書に置かれることは多くありませんが、契約当事者である国内の法人の親会社が海外法人であったり、その契約書が対象とする事項が海外の案件である場合には、設けられていることがみられます（注1）。契約内容の確認や債務の履行の便宜のため、あるいは許認可等の手続で申請先の国の言語による契約書が必要になるため、もう一つの言語の版が作られます（注2）。

2　訳文にすぎないのか、両方が正文なのか

2つの版があるとき、扱いは2通りに分かれます。一方が正文で他方は訳文にすぎないのか、それとも両方が正文なのか。

この区別が要る理由を、実務書はこう書いています。

> もっとも、いくら正確に翻訳した場合であっても、翻訳元の原文と、翻訳された翻訳文とが、まったく同じ意味になることは稀である。このため、このような場合には、どの言語で作成された契約書が正しく契約の内容を表しているのかを明らかにしておくことで、契約の解釈、運用を行うに当たっての紛争のリスクを回避することができる。（注2）

訳文は原文と意味がずれることがある、という前提に立った条項です。ずれを完全に防ぐのは難しいので、ずれたときにどちらを見るかを先に決めておく。それがこの条項の仕事です。

この条項は、日本法下においては通常、有効なものとして取り扱われます（注3）。

二　よくある条項例

1つの言語だけを正文とする型が、最も素直な書き方です。

> 第〇条（言語）
> 本契約は、日本語で締結される。その他の言語への翻訳文がもし存在しても、本契約の解釈に一切の影響を生じさせないものとする。（注4）

複数の言語で作成・締結したうえで、優先関係を決める型もあります。

> 第〇条（言語）
> 本契約は、日本語およびインドネシア語の双方で作成され、締結される。日本語による条項とインドネシア語による条項との間に矛盾等が発生する場合には、日本語による条項が優先されるものとする。（注5）

両方を対等に置く型もあります。

> 第〇条（言語）
> 本契約は、日本語および中国語の二ヵ国語で作成され、締結される。日本語の契約書と中国語の契約書は、同等の法的効力を有する。（注6）

締結される言語を明らかにするという定め方のほか、「正本である」または「正文である」という表現を用いることもあります（注7）。

三　問題点

1　両方を正文にすると、食い違ったときに決め手がない

3つ目の型には、書いた時点では見えない穴があります。両方が同等の効力を持つと決めた以上、食い違いが出たときに、条項そのものからは答えが出ません。

優先関係をあえて記載しない定め方や、双方が同等の効力を有する旨を定める定め方をとる場合は、契約書の作成に当たり、双方の言語の意味が可能な限り法的に齟齬がないように努める必要があります（注8）。締結前の作り込みに解決を委ねる書き方になっています。

外の規範に手がかりがないわけではありません。ユニドロワ国際商事契約原則4.7条は、多言語契約についてこう定めています。

> ARTICLE 4.7
> (Linguistic discrepancies)
> Where a contract is drawn up in two or more language versions which are equally authoritative there is, in case of discrepancy between the versions, a preference for the interpretation according to a version in which the contract was originally drawn up.（注9）

各版が同一の効力を有する場合に食い違いがあるときは、最初に作成された版に従って解釈することが優先される、という内容です（注10）。

ただし、これは当事者が適用を合意していなければ当然には働きません。ユニドロワ原則は、それ自体が法的拘束力を有する法令等に該当するものではなく、契約当事者が明文でもってその適用を合意した場合のほか、仲裁の審理において国際規範として参照されることがあるにとどまります（注10）。

2　契約書の言語と、手続の言語はねじれる

もう一つ見落としやすいのが、この条項の射程です。国際取引の実務書は、仲裁手続で使われる言語について次のように述べています。

> なお、一般的な言語条項の定めは、当然に仲裁手続の言語を定めるものではないから、言語条項でカバーしようとする場合は、その旨を明記する必要があろう。（注11）

契約書を日本語で作ったことは、仲裁になったときに日本語で手続が進むことを意味しません。国際取引の多くは英語で行われ、英語が選択される場合が多いところです。仲裁言語が当事者の母国語と異なる場合には、書類の翻訳、審問や弁論での通訳に莫大なコストがかかります（注11）。

言語条項で手続の言語まで決めたいなら、その旨を明記するか、仲裁条項の側で手続の言語を定めておくことになります。

四　改善例

1 「正文」の言い方を1つに揃える

同じ契約書の中で「正本」「正文」「原本」が混ざっていると、どれが同じ意味でどれが違うのかが読めなくなります。後文の「原本」は通数の話で、言語条項の「正文」は解釈の基準の話です。用語を分けて使うだけで、読み違いが減ります。

2　優先を決めるなら、適用の範囲まで書く

「日本語による条項が優先する」とだけ書くと、優先するのが解釈の場面だけなのか、手続の言語も含むのかが読み取れません。三の2で見たとおり、手続の言語は別に書きます。

書き足すなら、次のようになります。

決めること	書き方の例
どちらが正文か	本契約は日本語を正文とする
食い違ったときの扱い	日本語版と英語版との間に不一致があるときは、日本語版による
手続の言語	本契約に関する仲裁の手続言語は日本語とする（仲裁条項の側に書く）

3　相手方の国の法律で言語が決まっていないかを確かめる

海外法が適用される場合には、定めた意図どおりの効力が生じないこともあります。例えばインドネシアの「国旗、国語、国の紋章及び国歌に関する法律」（通称「言語法」）は、契約当事者の中にインドネシアの法人または個人が含まれる場合には、当該契約書においてはインドネシア語を用いなければならないと定めています（外国の当事者もいる場合は、インドネシア語の契約書に加えて、その当事者が通常使用する言語または英語でも締結できます）。日本語で記載した契約書だけを作成・締結すればよいと当事者が考える場合であっても、インドネシア語の契約書も作成・締結することが求められる可能性があります（注12）。

言語法の施行規則では、複数の言語で作成・締結された契約書が存在する場合に、その優先関係を当事者が選択できる旨が定められています（注12）。**言語を1つに絞る交渉ができない相手でも、優先関係の交渉はできる場合がある、ということです。**

五　書き分けの分岐

場面ごとの判断は次のとおりです。

場面	判断
国内の当事者同士・日本語のみ	条項を置く必要はありません。翻訳版を作る予定があるなら、1つの言語だけを正文とする型で足ります
親会社への報告などで翻訳版を作る	日本語を正文とし、翻訳文は解釈に影響しない旨を書きます
相手方の国の法令が現地語の契約書を求める	両方を作ったうえで、優先関係を決めます。優先関係の選択が認められるかは現地法の確認が要ります
交渉力が拮抗し、どちらの言語も譲れない	両方を対等にする型になります。その場合は締結前の訳文の突き合わせが実質的な作業になります
仲裁条項を置く契約	手続の言語を仲裁条項の側に明記します

本稿で扱わなかったこと

英文契約の起案と和文契約との対応づけは、英文契約を扱う章の射程です。本稿は、言語に関する条項をどう書くかに絞りました。

準拠法を定める条項と合意管轄条項の設計は、それぞれの条項を扱う記事が本体です。本稿では、言語条項が手続の言語まで当然にはカバーしないという接点だけを扱いました。

各国の言語規制の内容と最新の運用は、現地法の確認が要る事項です。本稿では、インドネシアの例を紹介するにとどめました。

参考文献等

（注1）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）226頁
（注2）前掲注1・227頁
（注3）前掲注1・227頁
（注4）前掲注1・226頁の記載例①
（注5）前掲注1・228頁の記載例②
（注6）前掲注1・229頁の記載例③
（注7）前掲注1・228頁
（注8）前掲注1・229頁
（注9）UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016（私法統一国際協会）Article 4.7
（注10）前掲注1・229頁のColumn
（注11）浜辺陽一郎『現代国際ビジネス法〔第2版〕』（日本加除出版、2021）85頁
（注12）前掲注1・227〜228頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/gengo-yusen-joko/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「言語優先条項：和文と英文のどちらが正文か」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。